

モニタリング計画の新旧対照表

旧計画	新計画	改定状況
目次	目次	
■本計画において用いた用語の説明	■本計画において用いた用語の説明	・「絶滅危惧種」について、IUCN レッドリストに加え、環境省レッドリスト記載種も対象とすることを追記。
1. 目的	1. 目的	
2. 基本的な考え方	2. 基本的な考え方	・指標の変更・削除・追加について「本計画の運用開始から3年間は」という期限を削除。
3. 本計画の期間	3. 本計画の期間	・計画の継続・変更の検討に関する記述を削除。 ※9. 本計画の見直し、と重複するため。
4. 本計画の対象範囲	4. 本計画の対象範囲	
5. モニタリング指標	5. モニタリング指標	
(1) モニタリング指標の選定基準	(1) モニタリング指標の選定基準	・包括的管理計画の全体目標（遺産価値）及び管理目標（影響要因）と対応させて指標を選定することを記載し、選定基準表を更新。 ・保安全管理上の緊急事態発生に対し、緊急調査・経過観察の実施、内容に応じて既存の個別検討会や科学委員会の招集と調査結果の評価・必要な対応を検討することを記載。
(2) モニタリング指標一覧	(2) モニタリング指標一覧	・別表「モニタリング指標一覧」を改定。
(3) 調査の実施主体	(3) 調査の実施主体	
6. 保全状況の評価	6. 保全状況の評価	・評価周期を基本的に5年毎に変更。 ・上記に伴い、6.(1)(2)を統合。5年毎に、①各指標の評価、②各島の総合評価、③1つの遺産地域としての総合評価を実施することを記載。 ※より短い評価周期が必要な指標の対応プロセスも記載。 ・現状の評価基準では、対策と遺産価値や影響要因の状態をまとめて評価するものになっていたことから遺産価値及び、影響要因の状態と傾向をそれぞれ評価する基準と方法に変更。
(1) 各モニタリング指標に関する評価		・統合して小項目を廃止。
(2) 総合的な評価		
7. 評価結果を管理に反映させるための手順	7. 評価結果を管理に反映させるための手順	・評価周期を基本的に5年毎としたことにより、地域連絡会議、地域部会への報告について「毎年」を削除。
8. 情報の共有と公開	8. 情報の共有と公開	毎年のモニタリング結果は管理機関、科学委員会、地域連絡会議及び地域部会に共有することを記載。
9. 本計画の見直し	5. 本計画の見直し	・(1)(2)を統合。 ・本計画及び指標の見直しは原則5年毎に行うこと、指標の変更・削除・追加や調査方法の変更等はある程度柔軟に行うことを記載。
(1) モニタリング指標の変更・削除・追加		・統合して小項目を廃止。
(2) 本計画全体の見直し		
	10. 過去の策定・改定の経緯	・今回新設。改定履歴を表で整理。